

ＥＣ活用による県産品等販売促進支援事業補助金交付要綱

令和３年３月17日

（通則）

第1条 ＥＣ活用による県産品等販売促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、県内事業者による県外消費者向けＥコマースでの商品の送料について補助金を交付することにより、新型コロナウイルスの影響により県産品等の需要低下による余剰在庫の解消及び売上の回復、また新たな商流構築等による販路拡大を促進することを目的とする。

（補助金の交付対象事業者）

第3条 この要綱に基づく補助金を受けることができる者は、次に定めるものとする。

- (1) 沖縄県新型コロナウイルス対策緊急応援サイトである「まいにちに。おきなわ」に掲載する県内事業者

（交付の対象経費及び補助率等）

第4条 知事は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の対象経費、補助の要件、補助率及び補助上限額は、別表1に掲げるとおりとする。
- 3 補助金対象経費には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の交付申請書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、県産品等の発送日から起算して14日前までに知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の交付の申請をするに当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時に

において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金等と重複して申請してはならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めるときは、別記様式第2号による交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(交付決定の条件)

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第3号様式の変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 知事は、前号の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(3) 知事は、前号の規定により交付決定内容の変更を承認し、又は条件を付した場合は、別記様式第4号様式の補助金交付決定変更承認通知書により、補助事業者に通ずるものとする。

(4) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第5号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(5) 知事は、前号の規定により、交付決定の内容の中止又は廃止を承認した場合は、別記様式第6号の中止（廃止）承認通知書により、補助事業者に通ずるものとする。

(6) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第7号様式の事故報告書により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、前条第1項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（前条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合、別記様式第8号による交付決定取消通知書により

補助事業者に通知するものとする。なお、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、別記様式第9号による交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに別記様式第10号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合は、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行うこととする。

(補助事業の実施期間、実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付決定にかかる年度の3月10日のいずれか早い日までに別記様式第11号による実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第12号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。

4 前項に基づく補助金の返還については、第8条第4項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第13号の精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 知事は、第12条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第14号により知事に速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第8条第4項の規定を準用する。

(成果の公表)

第15条 知事は、補助事業の成果を公表することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(立入検査)

第16条 知事は、補助金の交付手続き上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な書類の提出を求め、又は関係職員(その委任を受けた者を含む。)に帳簿、証拠書類、その他必要な物件を検査させることができる。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経費と明確に区分し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(事業実施の委託)

第18条 補助事業に係る問い合わせへの対応並びに申請書及び報告書等の受付に係る業務は、受託団体に委託するものとする。

2 補助金交付希望者及び補助事業者は、補助事業に係る問い合わせがある場合は、受託団体に問い合わせを行うものとする。

3 補助金交付希望者及び補助事業者は、補助事業に係る交付申請書及び実績報告書等を受託団体経由で知事に提出するものとする。

- 4 前項における交付申請書及び実績報告書等について、受託団体は形式審査及び修正に必要な事務処理を行い知事に提出するものとする。

(雑則)

第19条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

- 2 本要綱に規定する申請書その他の書類は、1部とする。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から適用する。

この要綱の終期は、令和4年3月31日とする。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

令和3年10月25日 一部改正

別表1 (第5条第2項関係)

補助対象経費	補助の要件	補助率及び補助上限額
<p>ECによる県外消費者までの県産品等の送料の実費額 (代引手数料、梱包代などを除く)。</p>	<p>前年比で売上(ECによる販売以外の売上を含む)が減少している県内事業者で、かつ沖縄県新型コロナウイルス対策緊急応援サイトである「まいにちに。おきなわ」に掲載する県内事業者が自社で運営するインターネット通販サイトにおける県外消費者向けECでの県産品等の販売であること。 ただし既にECで販売されている県産品等で送料込みで販売しているものは除く。</p>	<p>【補助率】 10/10 【補助上限額】 1つのECサイトにおける1回の購入につき2,000円までとし、1補助事業者における補助総額の上限を150万円とする。</p>